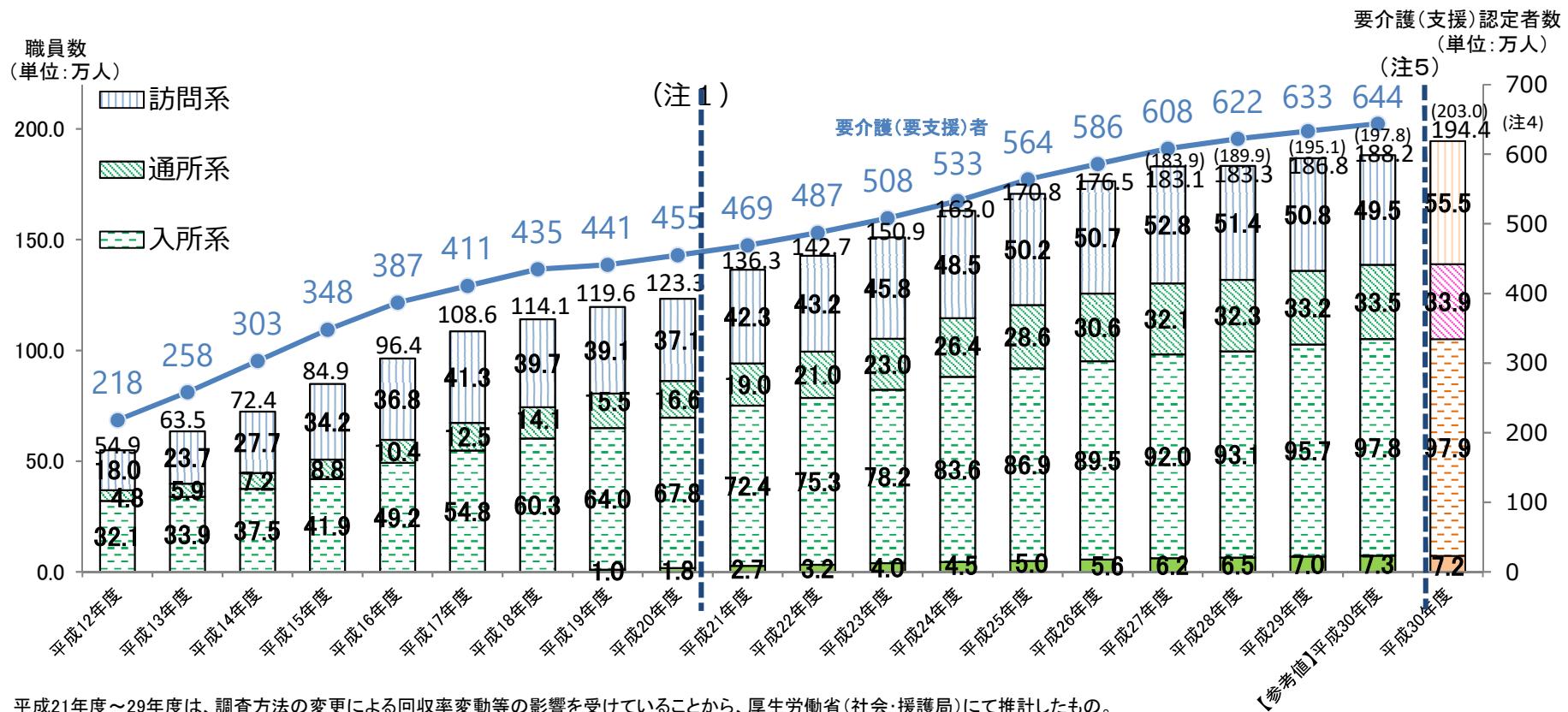


令和 3 年度介護報酬改定を踏まえた 処遇改善に係る加算の見直しについて



厚生労働省老健局老人保健課

介護職員数の推移



注1) 平成21年度～29年度は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。

(平成20年まではほぼ100%の回収率→(例)平成29年の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)

注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

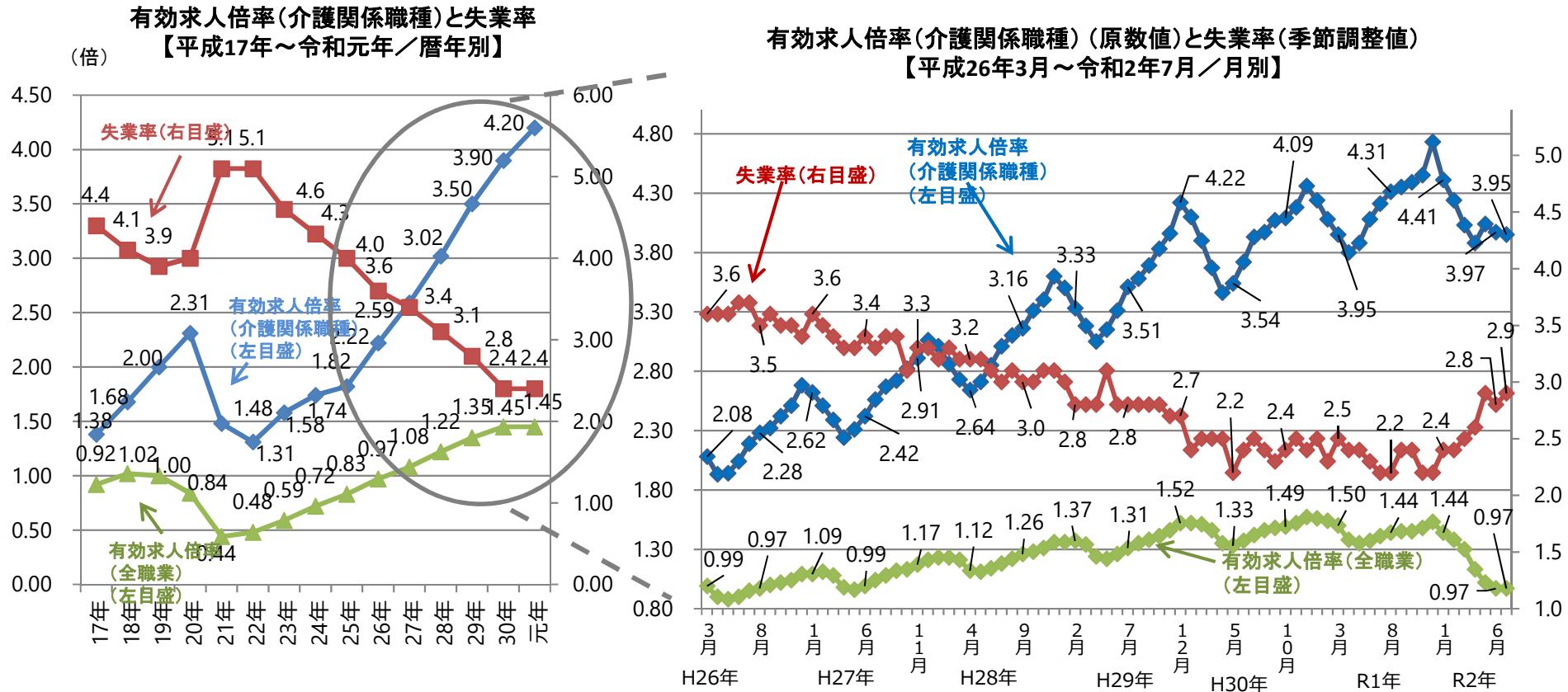
注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。(参考・推計値)平成27年度:6.8万人、平成28年度:6.6万人、平成29年度:6.3万人、平成30年度:6.6万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数の推計。グラフの各年度の()内の数字は、これらを加えた介護職員数を示す。)

注5) 平成30年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(平成30年より調査方法が変更され、訪問介護及び通所介護については抽出調査となった。また、訪問介護については都道府県別・利用者規模別の抽出率込みの回収率、通所介護は都道府県別の抽出率込みの回収率、これ以外の施設・サービスについては都道府県別の回収率により、それぞれ割り戻しを行っている)。平成30年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、188.2(197.8)万人【参考値】となる。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

人手不足の現状(介護分野の有効求人倍率等)

- 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

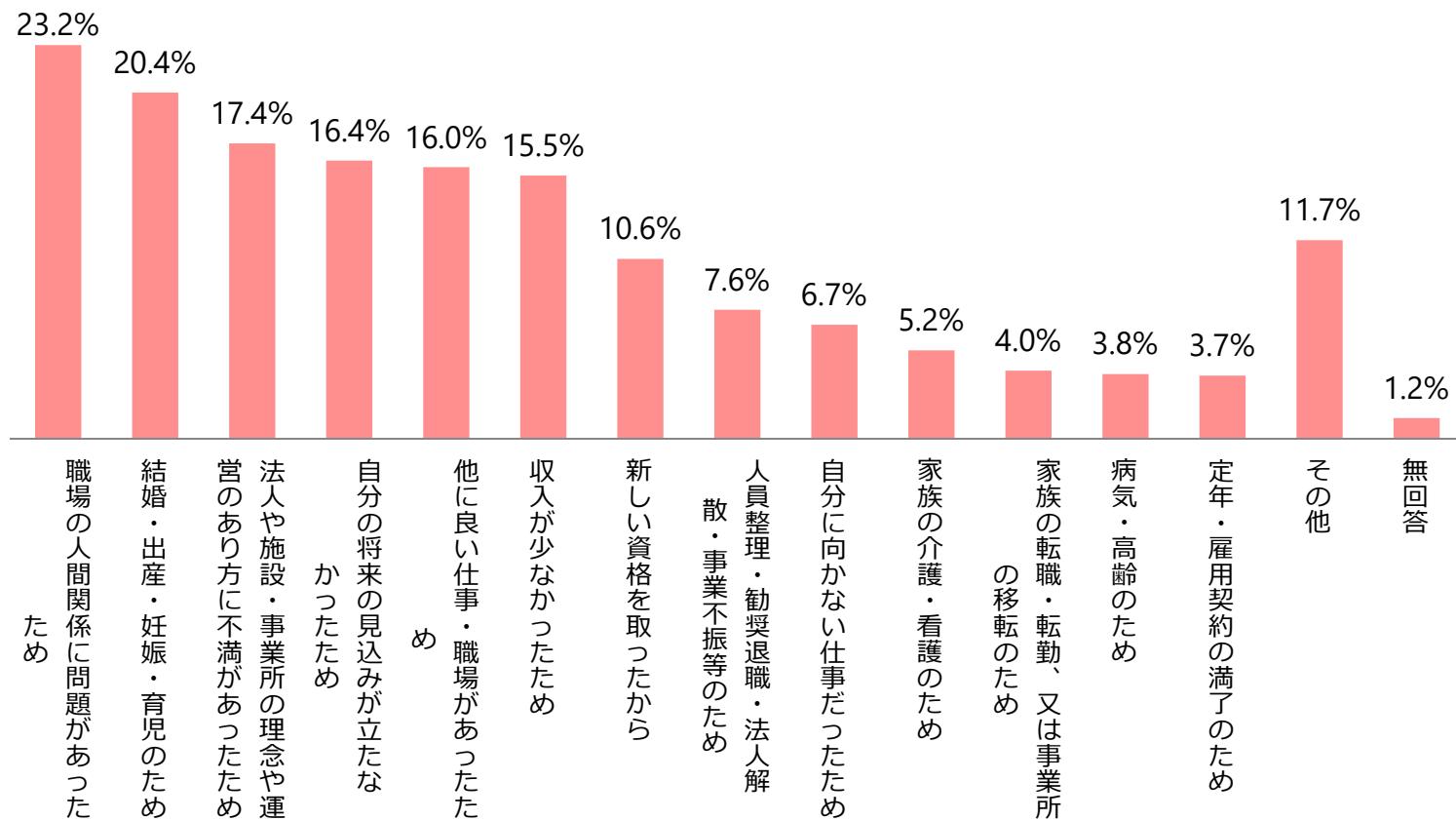
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

前職の仕事をやめた理由（介護関係職種：複数回答）

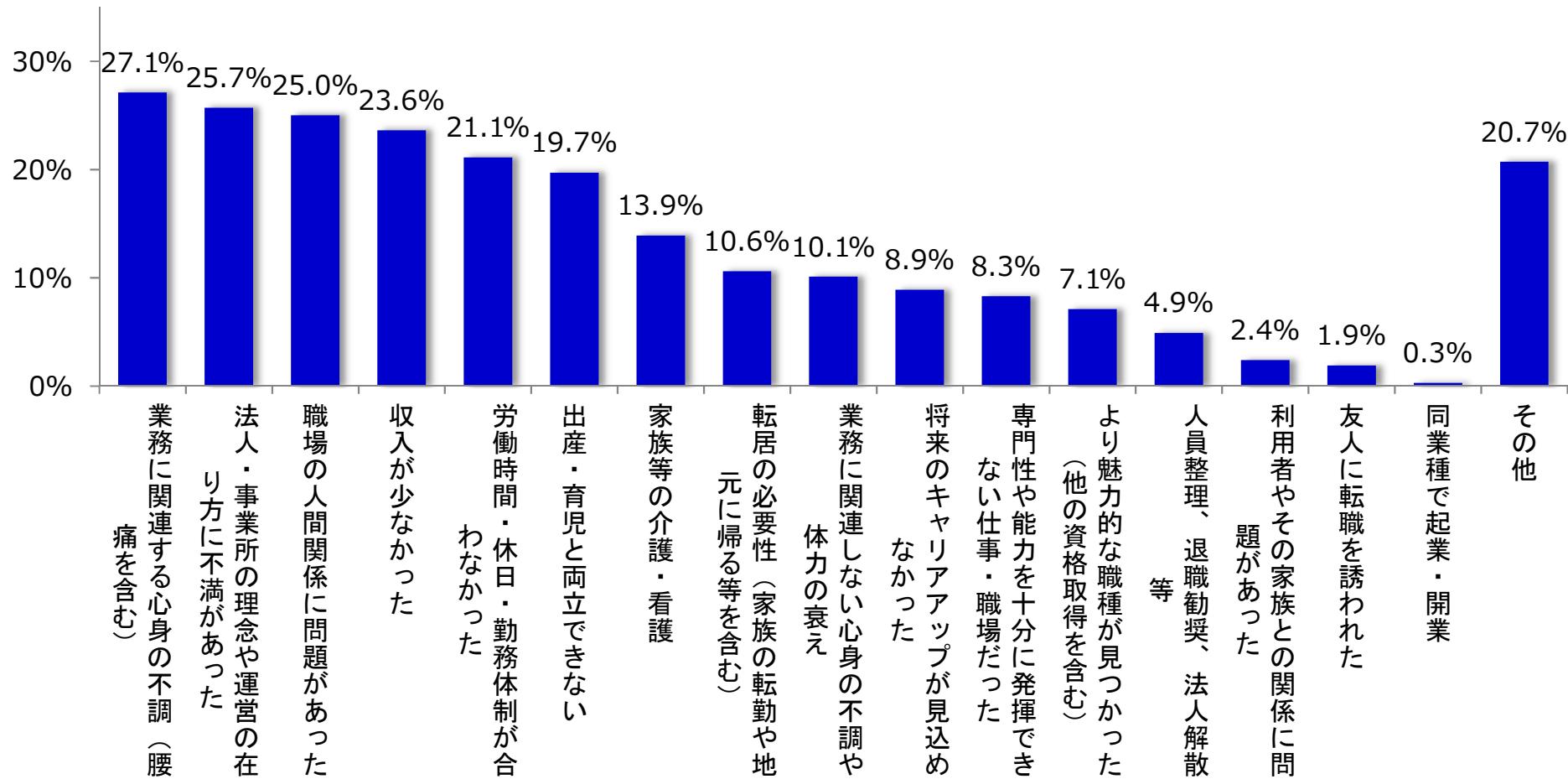
○ 介護関係職種が退職した理由として、上位に「職場の人間関係」や「法人・事業所の理念や運営のあり方」に対する不満が挙げられるとともに、「収入が少なかったため」という理由をあげている割合も15.5%となっている状況。



※前職の職種について「介護関係職種」と回答した人を対象に前職の離職の理由を調査。
【出典】令和元年度介護労働実態調査 ((公財)介護労働安定センター)

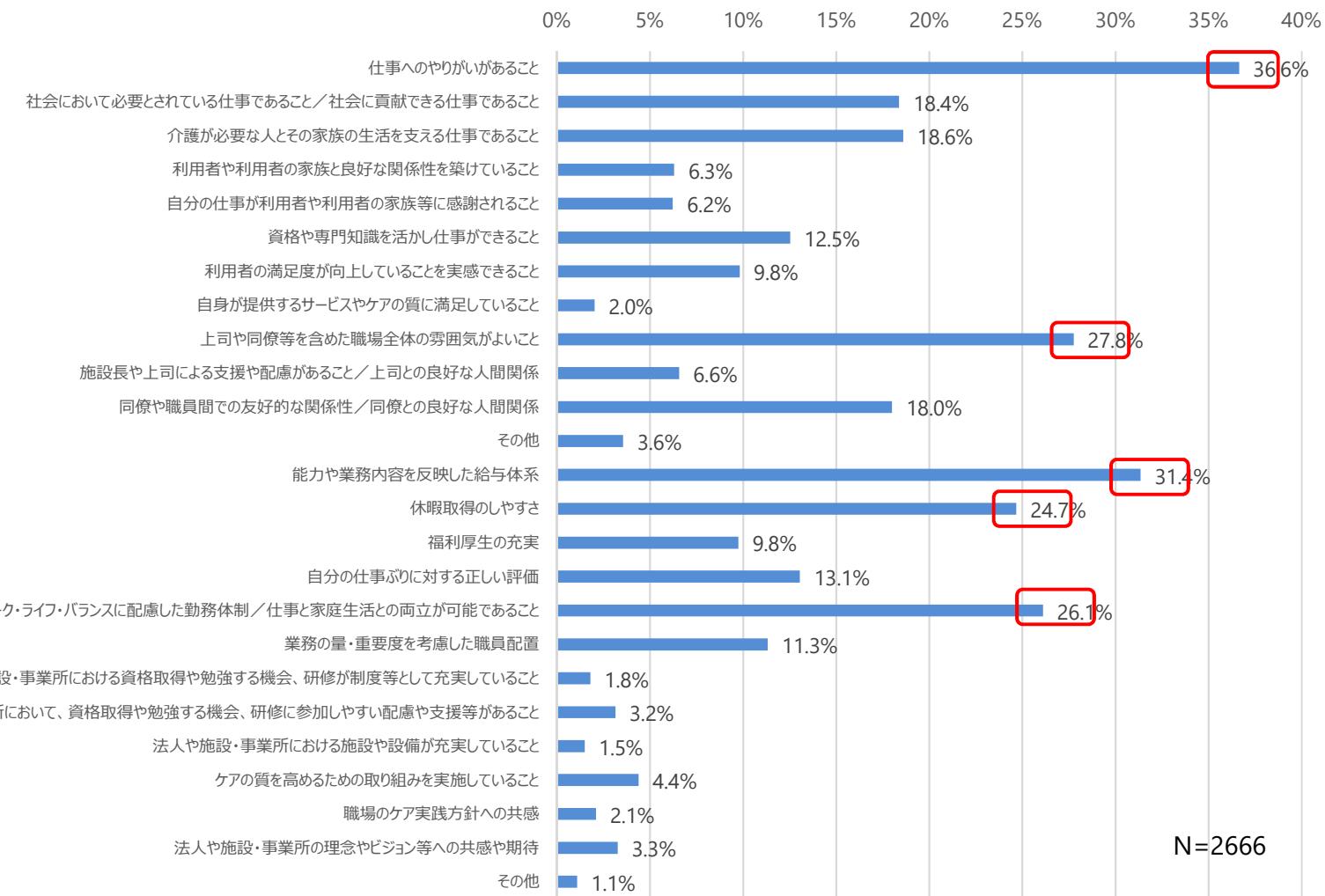
過去働いていた職場をやめた理由（介護福祉士：複数回答）

- 離職時には、業務に関連する心身の不調や、職場の方針、人間関係などの雇用管理のあり方がきっかけとなっており、また、「収入が少なかった」ため離職している者が23.6%いる。



【資料出所】(財)社会福祉振興・試験センター「平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」

勤務継続にあたり、重要と思うもの 上位3つ



(注) 令和元年度老人保健事業推進費等補助金「処遇改善加算の申請等の簡素化に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）を基に作成
勤続10年以上的者に対して調査

勤務継続にあたり、有効と考える取組

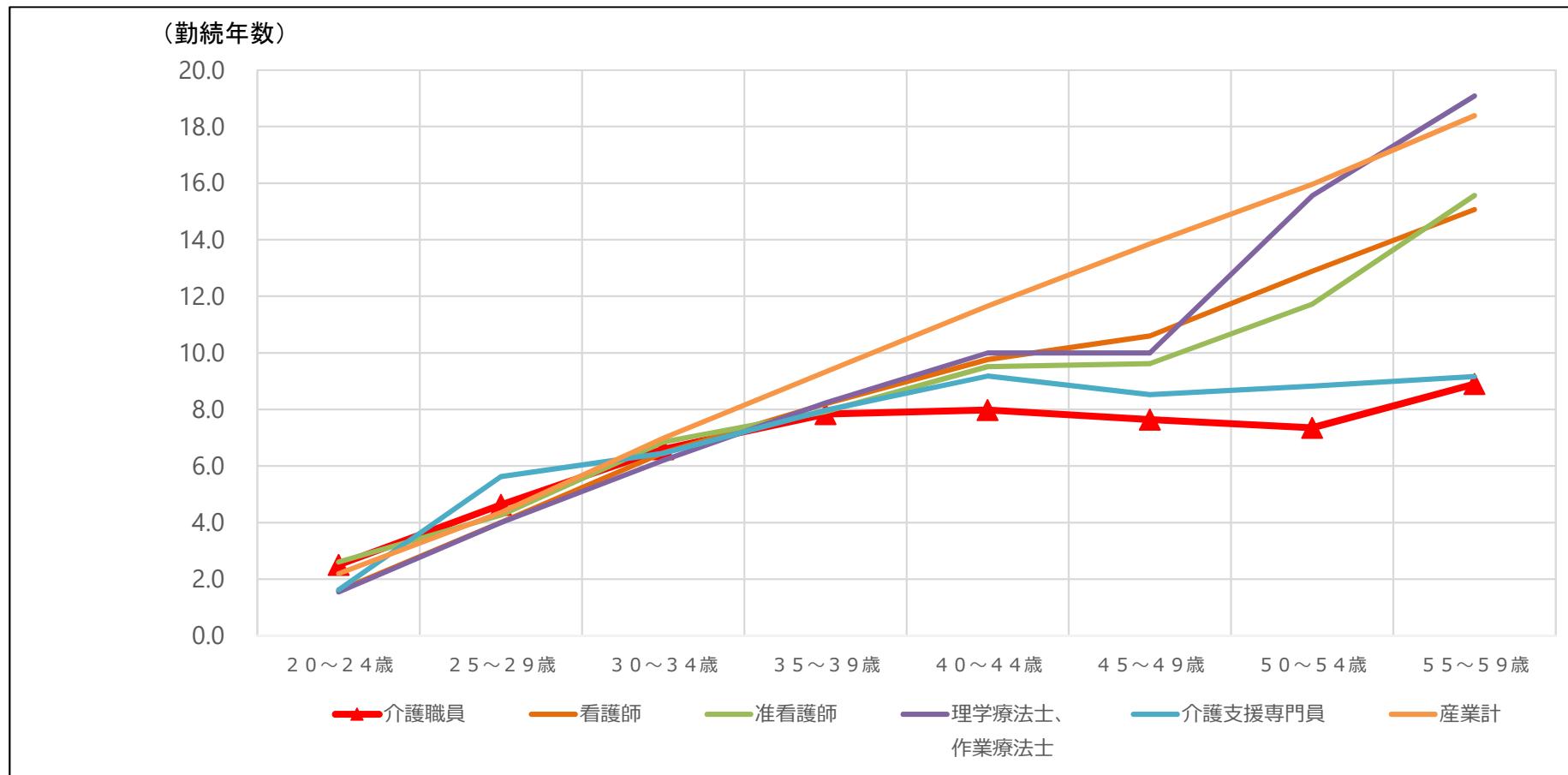
N=2666

No.	分類	内容	
1		働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	66.1%
2	資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	30.5%
3		小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	9.8%
4		キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）	6.6%
5		その他	0.6%
6		新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度導入	32.6%
7		雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	35.0%
8		ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	28.2%
9	職場環境・待遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ※居宅介護支援事業所の職員の方は除きます	27.6%
10		子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	35.4%
11		ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	44.0%
12		事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	23.6%
13		健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	34.4%
14		その他	1.5%
15		介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	15.8%
16		中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）	30.3%
17		障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	15.4%
18		地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	15.2%
19		非正規職員から正規職員への転換	26.8%
20		職員の増員による業務負担の軽減	57.5%
21		その他	1.0%
22		分からない	1.4%

(注) 令和元年度老人保健事業推進費等補助金「待遇改善加算の申請等の簡素化に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）を基に作成
勤続10年以上の者に対して調査

介護職員の平均勤続年数(職種別、年齢別)

- 介護職員の平均勤続年数について職種間及び産業計と比較すると、30～34歳までは概ね変わらないが、35歳以上は下回っている。



【出典】厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」に基づき老健局老人保健課において作成。

注1)一般労働者とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2)介護職員は「ホームヘルパー」と「福祉施設介護員」の加重平均。

注3)産業計は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、職種別には役職者は含まれていない。

介護人材の賃金の状況

		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	賞与込み給与 (万円)
産業別	産業計	42.4	11.0	37.3
職種別	医師	40.7	5.2	97.4
	看護師	39.5	8.2	40.2
	准看護師	50.2	11.6	33.6
	理学療法士、作業療法士	33.3	6.2	34.1
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	49.9	9.3	32.8
	介護職員 【(C)と(D)の加重平均】	43.1	7.1	28.8
	ホームヘルパー(C)	48.9	7.3	27.3
	福祉施設介護員(D)	42.6	7.1	28.9

【出典】厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」に基づき老健局老人保健課において作成。

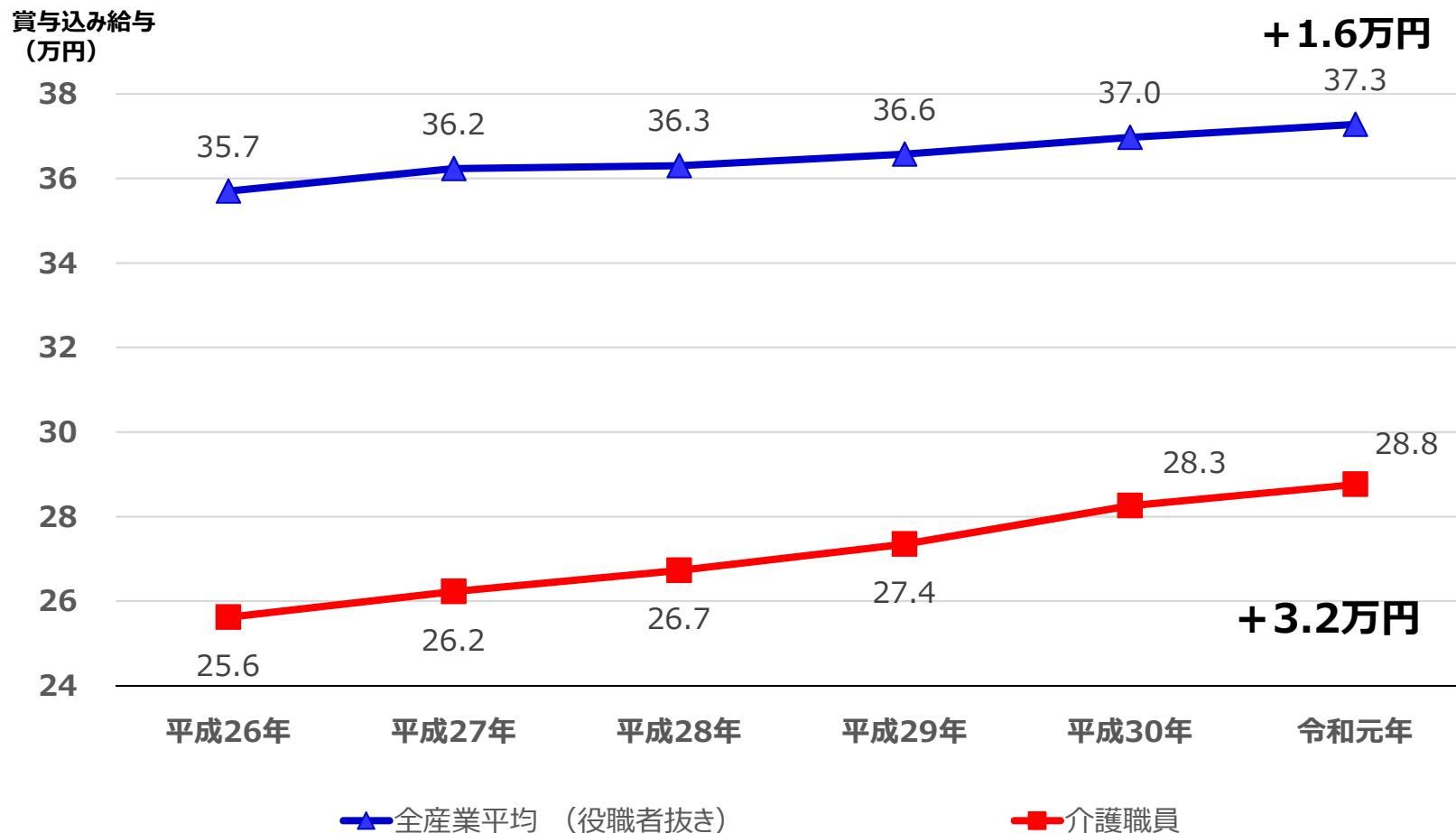
注1)一般労働者とは、「短時間労働者」以外の者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2)「賞与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額（労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額）」に、「年間賞与その他特別給与額（前年1年間（原則として1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス））」の1/12を加えて算出した額

注3) 看護職について、介護施設等（特養、老健、訪看）に勤務する非管理職の正規職員の平均賃金は、賞与抜き給与で31万円程度（介護施設等における看護職員に求められる役割とその体制のあり方に関する調査研究事業報告書。平成29年3月公益法人日本看護協会）

注4)「福祉施設介護員」は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、入所者の身近な存在として、日常生活の身の回りの世話や介助・介護の仕事に従事する者をいう。なお、特定待遇改善加算の（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している事業所の勤続10年以上介護福祉士の賞与込み給与は、36.7万円（令和2年度介護従事者待遇状況等調査）

介護職員の賃金の推移



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

注1) 対人サービス産業平均…宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の加重平均（役職者抜き）

注2) 賃与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賃与の1/12を加えて算出した額。

介護職員の処遇改善についての取組

平成21年度改定

平成21年度介護報酬改定 + 3 %改定
(介護従事者の処遇改善に重点をおいた改定)

平成21年度補正予算

処遇改善交付金を措置（1. 5万円相当）

平成24年度改定

平成24年度介護報酬改定
処遇改善交付金を処遇改善加算として介護報酬に組み込む

平成27年度改定

処遇改善加算の拡充（1. 2万円相当）

平成29年度改定

ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、処遇改善加算を拡充（1万円相当）

令和元年10月改定

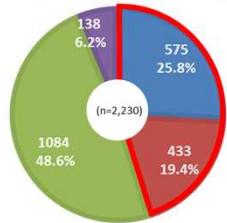
新しい経済政策パッケージに基づき、
全産業平均の賃金と遜色ない水準を目指し、更なる処遇改善を進めるため、特定処遇改善加算を創設

介護職員処遇改善加算の算定にあたって法人が行った取組

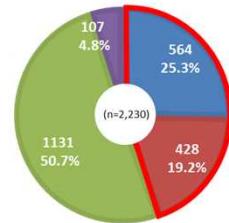
- 処遇改善加算の算定にあたり、人事評価や研修に関する取組を実施・充実した法人が約3～4割程度ある。
- 加算の効果として、約5割の法人が「職員の処遇に関する満足度が向上した」とし、約3割の法人が「介護職員の平均勤続年数が長くなった、または定着率（非離職率）が上がった」としている。

○キャリアパス要件Iに関する取組

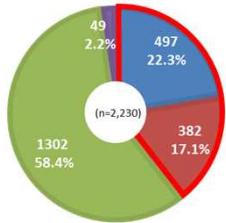
【職員の任用の際ににおける職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件を定めた】



【職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系を定めた】

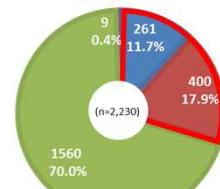


【就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、職員に周知した】

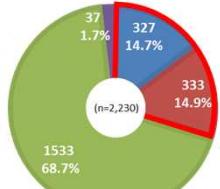


○キャリアパス要件IIに関する取組

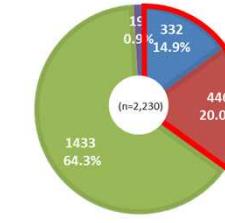
【職員の資質向上のため、研修の実施または研修の機会を確保した】



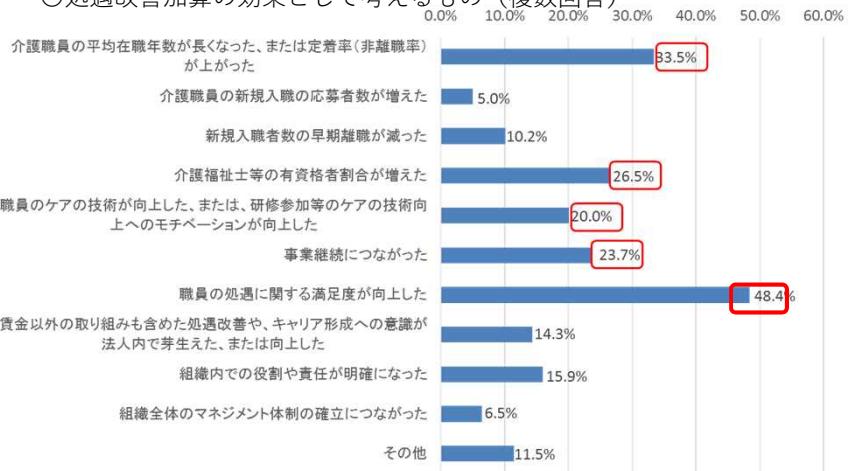
【資格取得のための支援（シフトの調整、費用援助等）を行った】



【資質向上のための情報を職員に周知した】



○処遇改善加算の効果として考えるもの（複数回答）

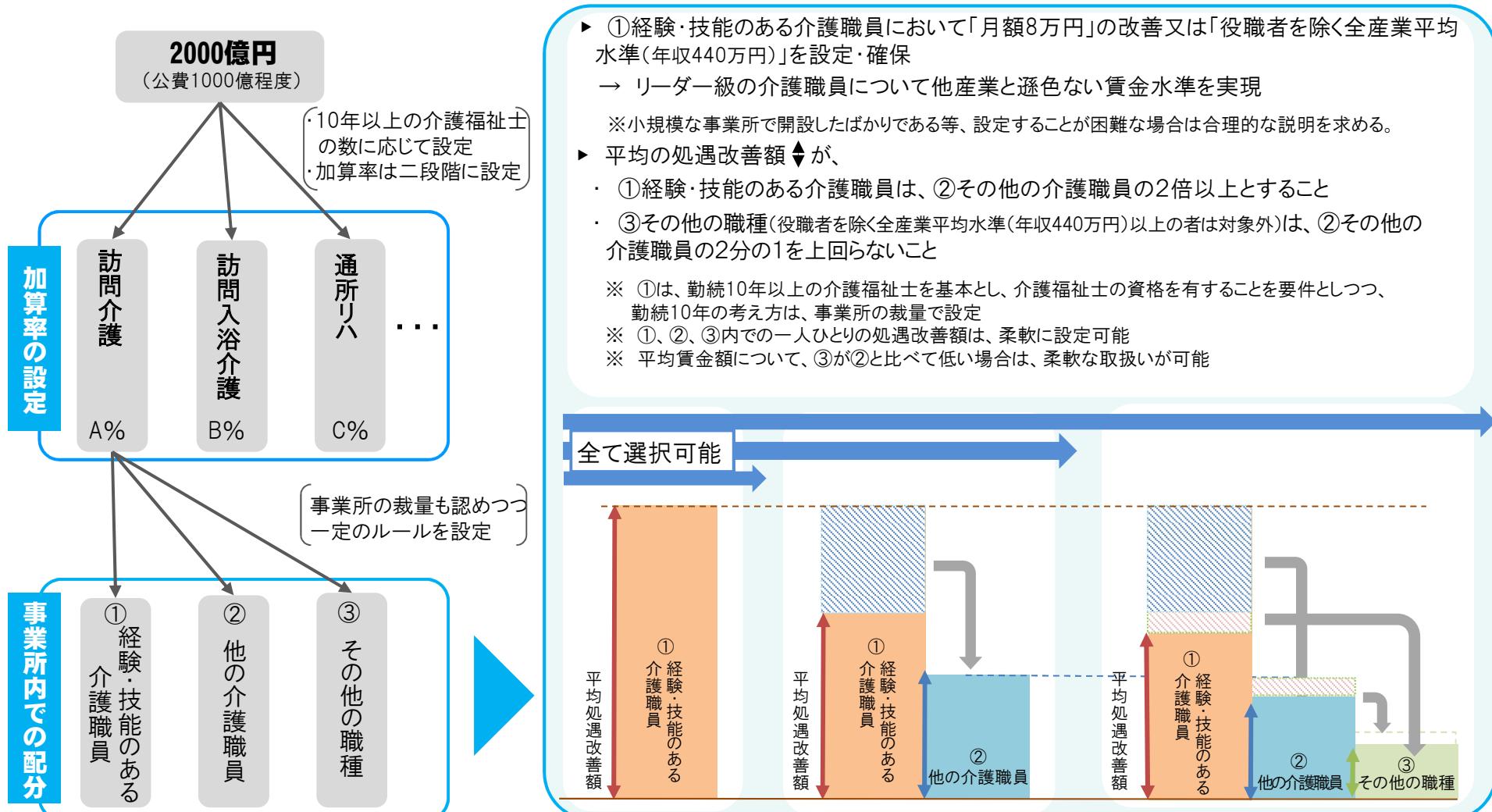


注：令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護サービス事業所の職場環境等に関する調査研究事業」（株式会社 三菱総合研究所）を基に作成

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善（令和元年度介護報酬改定）

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



介護職員等特定待遇改善加算の算定率の推移・都道府県別の算定状況

算定率の 推移	年度	R1年度			R2年度
	サービス提供月	10月	1月	3月	8月
	(I)	26.6%	28.3%	28.5%	31.9%
	(II)	27.2%	30.4%	30.9%	34.0%
	合計	53.8%	58.7%	59.4%	65.9%

	加算(I)	加算(II)	合計		加算(I)	加算(II)	合計
全 国	31.9%	34.0%	65.9%	三 重	29.9%	33.6%	63.5%
北 海 道	37.7%	28.0%	65.6%	滋 賀	36.8%	32.4%	69.2%
青 森	44.9%	18.4%	63.2%	京 都	46.6%	27.2%	73.8%
岩 手	44.4%	22.1%	66.5%	大 阪	24.9%	38.9%	63.8%
宮 城	36.6%	35.3%	71.9%	兵 庫	34.4%	32.5%	66.9%
秋 田	46.3%	25.4%	71.7%	奈 良	28.9%	37.0%	65.8%
山 形	49.9%	20.0%	69.9%	和 歌 山	28.0%	28.5%	56.5%
福 島	36.5%	27.4%	64.0%	鳥 取	46.7%	18.0%	64.7%
茨 城	26.5%	38.7%	65.2%	島 根	38.3%	25.7%	64.0%
栃 木	27.6%	40.7%	68.3%	岡 山	36.3%	28.1%	64.4%
群 馬	31.6%	29.3%	60.9%	広 島	34.9%	35.8%	70.7%
埼 玉	24.1%	46.4%	70.5%	山 口	27.8%	27.7%	55.5%
千 葉	28.6%	40.5%	69.1%	徳 島	36.2%	25.2%	61.4%
東 京	27.5%	44.0%	71.5%	香 川	30.3%	33.6%	63.9%
神 奈 川	26.5%	48.5%	75.0%	愛 媛	31.0%	36.6%	67.6%
新 潟	49.0%	23.4%	72.4%	高 知	27.9%	20.8%	48.6%
富 山	46.5%	30.5%	76.9%	福 岡	25.9%	30.2%	56.1%
石 川	50.3%	29.9%	80.2%	佐 賀	27.5%	27.8%	55.3%
福 井	47.0%	24.3%	71.3%	長 崎	33.8%	22.9%	56.7%
山 梨	28.6%	37.2%	65.9%	熊 本	33.2%	25.9%	59.1%
長 野	40.6%	28.2%	68.8%	大 分	31.1%	24.4%	55.5%
岐 阜	26.8%	32.1%	58.9%	宮 崎	27.2%	30.6%	57.8%
静 岡	32.5%	37.2%	69.7%	鹿 尾 島	29.9%	26.8%	56.6%
愛 知	26.8%	38.6%	65.4%	沖 縄	23.9%	25.8%	49.7%

【出典】厚生労働省
「介護給付費等実態統計」
特別集計により算出

介護職員処遇改善加算／特定処遇改善加算の申請様式の簡素化

- 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会における中間取りまとめを踏まえ、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する様式の一本化等を実施（令和2年3月5日付老発0305第6号老健局長通知）。
- あわせて、国保中央会に対して、各都道府県の国保連合会が、介護サービス事業所等に毎月送付する処遇改善加算等の算定実績に関する文書について、運用の統一を図るための依頼を実施。
(依頼内容)
 - ・ 国保中央会が示す様式を変更しないこと
 - ・ 事業所に送付するに当たっての様式は、Excel形式とすること

処遇改善加算等に関する見直しのポイント

1 様式の統合等

- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する通知を一本化し、様式はExcel形式で提供。
- 指定権者に対しては、原則、様式に変更を加えないことを周知。

2 チェックリストによる添付書類の削減

- チェックリストを設け、
 - ・ 処遇改善加算等の要件を満たしていること
 - ・ 届出内容を証明する資料を適切に保管していることを確認。
- 各資料は、指定権者から求めがあった場合、速やかに提出することを求めた上で、原則、添付書類の提出は求めないことを指定権者に周知。
- あわせて、様式の押印欄は廃止。

以下の方を確認し、全ての項目にチェックして下さい。	
確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

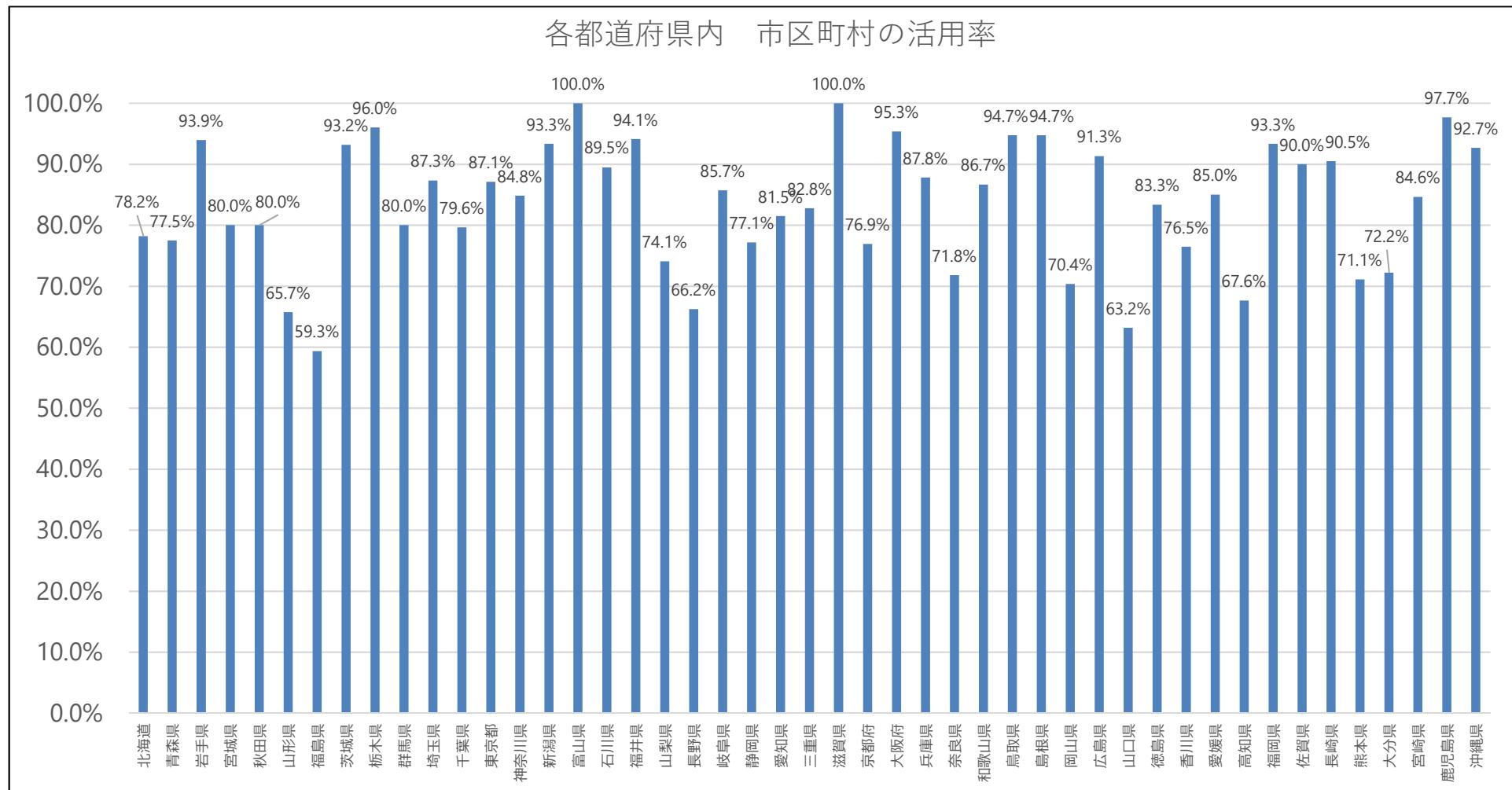
※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 3 月 1 日 法人名 ○○ケアサービス
代表者 職名 代表取締役 氏名 ○○ ○○

処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る様式の一本化の実施状況

- 2021年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に関する評価結果において、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日付老発0305第6号老健局長通知）で示した様式例を活用しているのは、44／47都道府県、19／20指定都市、58／58中核市であった。
- なお、各都道府県内において様式例を活用している市区町村は以下のとおり。



【出所】2021年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に関する評価結果 より作成
※広域連合等が介護保険者となっている場合であっても、市区町村単位の実施率を集計。

介護職員の待遇改善についての取組

平成21年度改定

平成21年度介護報酬改定 + 3 %改定
(介護従事者の待遇改善に重点をおいた改定)

平成21年度補正予算

待遇改善交付金を措置（1. 5万円相当）

平成24年度改定

平成24年度介護報酬改定
待遇改善交付金を待遇改善加算として介護報酬に組み込む

平成27年度改定

待遇改善加算の拡充（1. 2万円相当）

平成29年度改定

ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、待遇改善加算を拡充（1万円相当）

令和元年10月改定

新しい経済政策パッケージに基づき、
全産業平均の賃金と遜色ない水準を目指し、更なる待遇改善を進めるため、特定待遇改善加算を創設

令和3年度改定

- ・特定待遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化
- ・介護職員待遇改善加算（IV）、（V）の廃止（令和3年3月末の加算算定期事業所には1年の経過措置を設定）
- ・職場環境等要件の見直し

基本報酬の見直し

基本報酬の見直し

- 改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%（令和3年9月末まで））。これを踏まえて、
 - ・ 全てのサービスの基本報酬を引き上げる
※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
 - ・ 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする【告示改正】

令和3年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和2年12月17日）（抄）

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とする。給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行うとともに、次のとおり対応する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.70%のうち+0.05%相当分を確保する。
同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。
- ・ 介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が6割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）（社会保障審議会介護給付費分科会令和2年12月23日）

介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）の廃止

介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。

介護職員等特定処遇改善加算の見直し

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。

- 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

ア 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

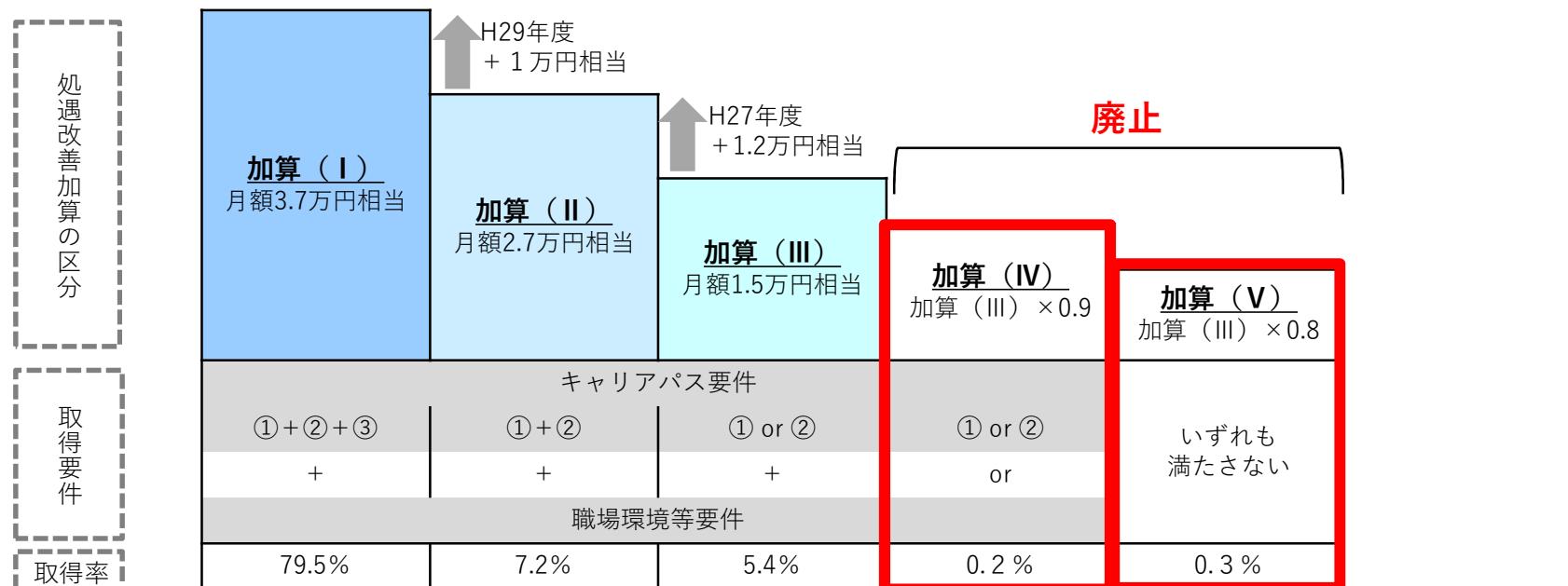
- 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- イ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求める。

介護職員処遇改善加算の見直し

介護職員処遇改善加算（IV）（V）の廃止

- 介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。
【告示改正】
(※令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設ける)

処遇改善加算の対象サービス



<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

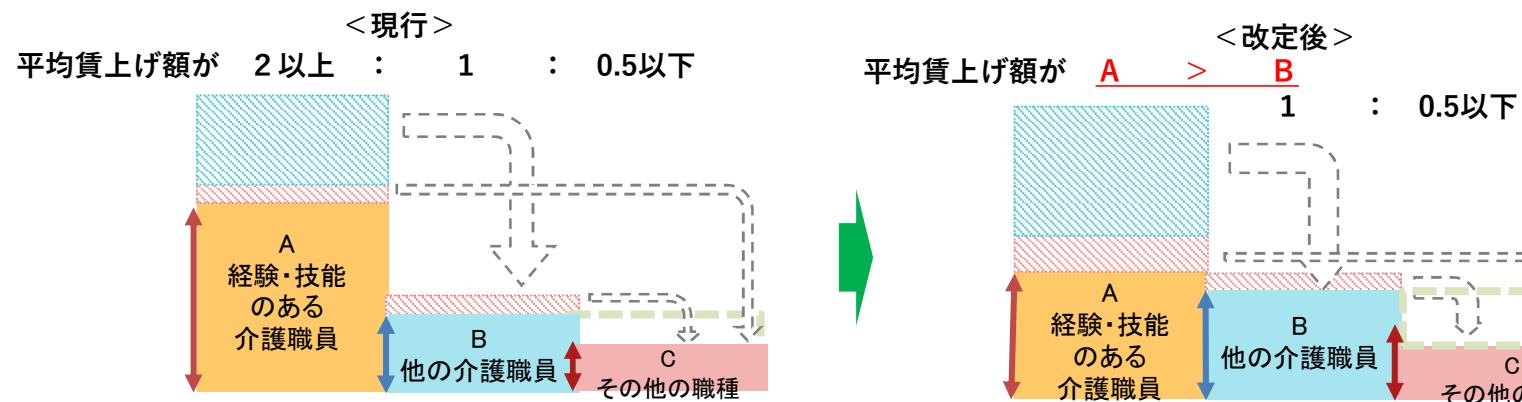
特定処遇改善加算の見直し

特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進

- 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上」とすることについて、「より高くすること」と見直す。【告示改正】

特定処遇改善加算の対象サービス

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、見直しを行う。



職員の離職防止・定着に資する取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。【告示改正、通知改正】

処遇改善加算・特定処遇改善加算の対象サービス

- 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。【通知改正】
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求める。【告示改正】

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

- 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
 - ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・ 生産性の向上につながる取組
 - ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職員のキャリアアップに資する取組
 - ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求める見直し。
(現行では、加算Ⅰ及びⅡは平成27年4月以降、加算Ⅲ及びⅣは平成20年10月以降に実施した取組について、当該年度の取組として認めることとしている。)

現行の職場環境等要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）・その他
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実・I C T活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備・その他
その他	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上・非正規職員から正規職員への転換・職員の増員による業務負担の軽減・その他

更なる処遇改善（介護職員等特定処遇改善加算）を算定するためには

1 特定加算の算定要件の確認

- ① 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲに係る届出を行っていること
- ② 職場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること（令和3年度は、3つの区分から1つ以上の取組）
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること
→ 令和3年度は要件とされない



勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

2 加算区分の確認

- 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- Ⅰは、サービス提供体制強化加算のI又はIIの区分(※)の届出をしている場合、算定可能（加算Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能）
※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅰ又はⅡ
特定施設：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ
入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
特養：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ
日常生活継続支援加算
療養通所：サービス提供体制強化加算Ⅲイ又はⅢロ
その他：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ

3 特定加算の見込額の計算

- 加算率に介護報酬を乗じる形で計算

各事業所の介護報酬
(現行の処遇改善加算分を除く)



各サービスの
特定加算の
加算率



= 各事業所の新加算による収入



事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて
加算されるのではない

4 賃上げを行う単位の決定

- 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

5 賃上げのルールの決定

1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- 1 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」、「B：その他の介護職員」、「C：介護職員以外の職員」に分ける。

- Aを定義する際のルール
介護福祉士の資格は求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能

- 2 どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。

- 1) 経験・技能のある介護職員（Aのみ）
- 2) 介護職員全体（A+B）
- 3) 職員全体（A+B+C）

加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

2 賃上げ額と方法を決める（配分ルール）

- 1 Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。
小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。

- 2 グループ（A、B、C）の平均改善額について、
AはBより高いこと、CはBの2分の1以下

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけても可。

1 特定加算の算定要件の確認

要件
1

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの届出を行っていること

※ 算定ではなく届出に変更

要件
2

介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

※ 当該年度に実施することが必要

入職促進に向けた取組	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	それぞれの区分について 1以上の取組が必要
両立支援・多様な働き方の推進	
腰痛を含む心身の健康管理	※令和3年度は、 6つの区分のうち、 3つの区分から 1以上の取組を求める
生産性向上のための業務改善の取組	
やりがい・働きがいの醸成	

要件
3

介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

※令和3年度は要件とされない

- 以下の内容について、介護サービス情報公表制度を活用し、公表していること
 - ・ 処遇改善に関する加算の算定状況
 - ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容
- 事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表もok



勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し(案)

- 取組の実施に当たっては、当該年度における実施を要件とする。
- 特定処遇改善加算の職場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいることを求める。（令和3年度は、3つの区分から1つ以上）

※ 現時点の案であり、変更する可能性がある。

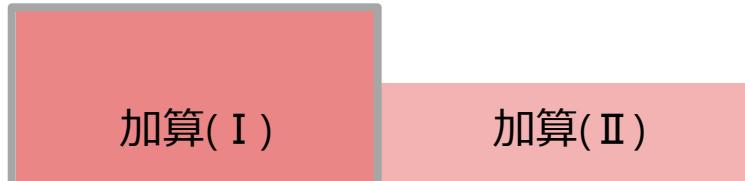
新区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備・有給休暇が取得しやすい環境の整備・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none">・タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none">・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2 | 加算区分の確認



介護職員等特定職員待遇改善加算の区分は、IとIIの2区分。
加算Iは、サービス提供体制強化加算等のI又はII区分の届出をしている場合、算定可能。

特定加算(I)はサービス提供体制強化加算等のI又はII
の区分(※)の届出をしている場合、算定可能。
(特定加算Iに該当しない場合はIIを算定可能)

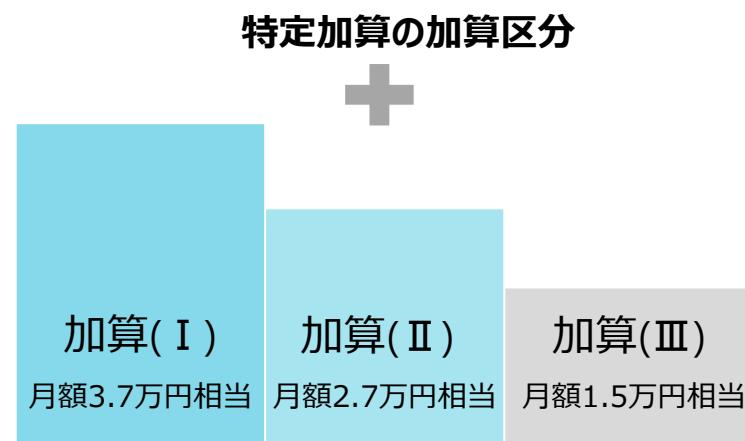


※サービス提供体制強化加算 I or II 以外の特定加算(I)の算定要件

- ・訪問介護：特定事業所加算 I or II
- ・特定施設：入居継続支援加算 I or II or サービス提供体制強化加算 I or II
- ・特養：日常生活継続支援加算
- ・療養通所：サービス提供体制強化加算 III(イ)or III(ロ)

留意点：年度途中での変更の届出

- 介護福祉士の配置等の状況に変更があり、サービス提供体制強化加算の算定状況に変更があった場合、届出が必要
- 喀痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



待遇改善加算の加算区分

2 | 加算区分の確認 — (参考) 加算率

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護							
・夜間対応型訪問介護	6. 3 %	4. 2 %	13. 7 %	10. 0 %	5. 5 %		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
・(介護予防) 訪問入浴介護	2. 1 %	1. 5 %	5. 8 %	4. 2 %	2. 3 %		
・通所介護	1. 2 %	1. 0 %	5. 9 %	4. 3 %	2. 3 %		
・地域密着型通所介護							
・(介護予防) 通所リハビリテーション	2. 0 %	1. 7 %	4. 7 %	3. 4 %	1. 9 %		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1. 8 %	1. 2 %	8. 2 %	6. 0 %	3. 3 %		
・地域密着型特定施設入居者生活介護							
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	3. 1 %	2. 4 %	10. 4 %	7. 6 %	4. 2 %	加算(Ⅲ) により算出した単位 ×0. 9	加算(Ⅲ) により算出した単位 ×0. 8
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1. 5 %	1. 2 %	10. 2 %	7. 4 %	4. 1 %		
・看護小規模多機能型居宅介護							
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3. 1 %	2. 3 %	11. 1 %	8. 1 %	4. 5 %		
・介護老人福祉施設							
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2. 7 %	2. 3 %	8. 3 %	6. 0 %	3. 3 %		
・(介護予防) 短期入所生活介護							
・介護老人保健施設							
・(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	2. 1 %	1. 7 %	3. 9 %	2. 9 %	1. 6 %		
・介護療養型医療施設							
・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等)	1. 5 %	1. 1 %	2. 6 %	1. 9 %	1. 0 %		
・介護医療院							
・(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	1. 5 %	1. 1 %	2. 6 %	1. 9 %	1. 0 %		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、 特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0 %

3 | 特定加算の見込額の計算

サービス提供体制強化加算等のⅠ又はⅡの区分(※)を届出しているか？

届出ている

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅰ又はⅡ
特定施設：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
特養：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、日常生活継続支援加算
療養通所：サービス提供体制強化加算Ⅲ(イ)又はⅢ(ロ)
その他：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ

届出ていない

特定加算(Ⅰ)の届出

特定加算(Ⅱ)の届出

特定加算(Ⅰ)の算定額の計算

各事業所の介護報酬
(現行の処遇改善加
算分を除く)



各サービスの
特定加算(Ⅰ)
の加算率



各事業所の
特定加算(Ⅰ)
による収入

特定加算(Ⅱ)の算定額の計算

各事業所の介護報酬
(現行の処遇改善加
算分を除く)



各サービスの
特定加算(Ⅱ)
の加算率

各事業所の
特定加算(Ⅱ)
による収入

特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施

特定加算の算定額



- 特定加算は、事業所毎の勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて配分さ
れるものではない

4 賃上げを行う単位の決定

同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

- 特定加算の配分ルールについて、法人単位で取り扱うときには、以下に留意。

- 経験・技能のある介護職員における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保
→ 法人で1人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要
(設定することが困難な事業所が含まれる場合は、その合理的説明を行うことにより、設定人数から除外することが可能)
- 平均の待遇改善額が、
 - A：経験・技能のある介護職員は、B：他の介護職員より高くすること
 - C：他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は対象外）は、B：他の介護職員の2分の1を上回らないこと→ 法人全体を単位として取り扱うことが可能。

- 算定区分が（I）、（II）で異なる場合であっても、一括の申請は可能
- 一括申請が可能な事業所の範囲（オレンジ部分）



- 特養の併設、空所利用のショート、老健の療養ショートについては、特養や老健が、特定加算を算定している場合、同じ加算区分を算定可。

例

法人が4事業所分を一括して申請する場合



- 経験・技能のある介護職員における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保
→ 法人内で各事業所1人分として、合計4名の設定・確保
- 法人の職員全体で、
 - ①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③他の職種を設定し、待遇改善額を設定

5 | 賃上げのルールの決定

1

賃上げを行う職員の範囲を決める

1. 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」、「B：その他の介護職員」、「C：介護職員以外の職員」に分ける。
 - 加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。
2. どの職員範囲で配分するか決める。
 - 全ての職員をA、B、Cに分ける

いずれの範囲も選択可能

A | 経験・技能のある介護職員

- (定義する際のルール)
- ・勤続10年以上の介護福祉士を基本
 - ・介護福祉士の資格は必要
 - ・勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能
 - ・事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象ができる

B | その他の介護職員

- (定義する際のルール)
- ・「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員

C | 介護職員以外の職員

- (定義する際のルール)
- ・介護職員以外の職員



- 事業所内で検討し、設定することが重要。
- Aは、介護福祉士の資格をもつ人がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を有するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合にまで、設定を求めるものではない。
- Aでは介護福祉士の資格を求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。

2

賃上げ額と方法を決める

「A：経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、

月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増が必要

月額8万円の賃上げ

- ・ 賃金改善実施期間における平均賃上げ額が月額8万円となる必要
- ・ 現行の介護職員待遇改善の賃金改善分とは別に判断する
- ・ 法定福利費等の增加分を含めて判断可能。

賃上げ年収440万円までの賃金引き上げ

- ・ 440万円を判断するに当たっては、手当等を含めて判断することが可能。
- ・ 賃金年額440万円が原則。年度途中から加算を算定している場合、12ヶ月間加算を算定していれば、年収440万円以上と見込まれる場合について、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 現に年収440万円の者がいる場合はこの限りでない。
- ・ 社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断。

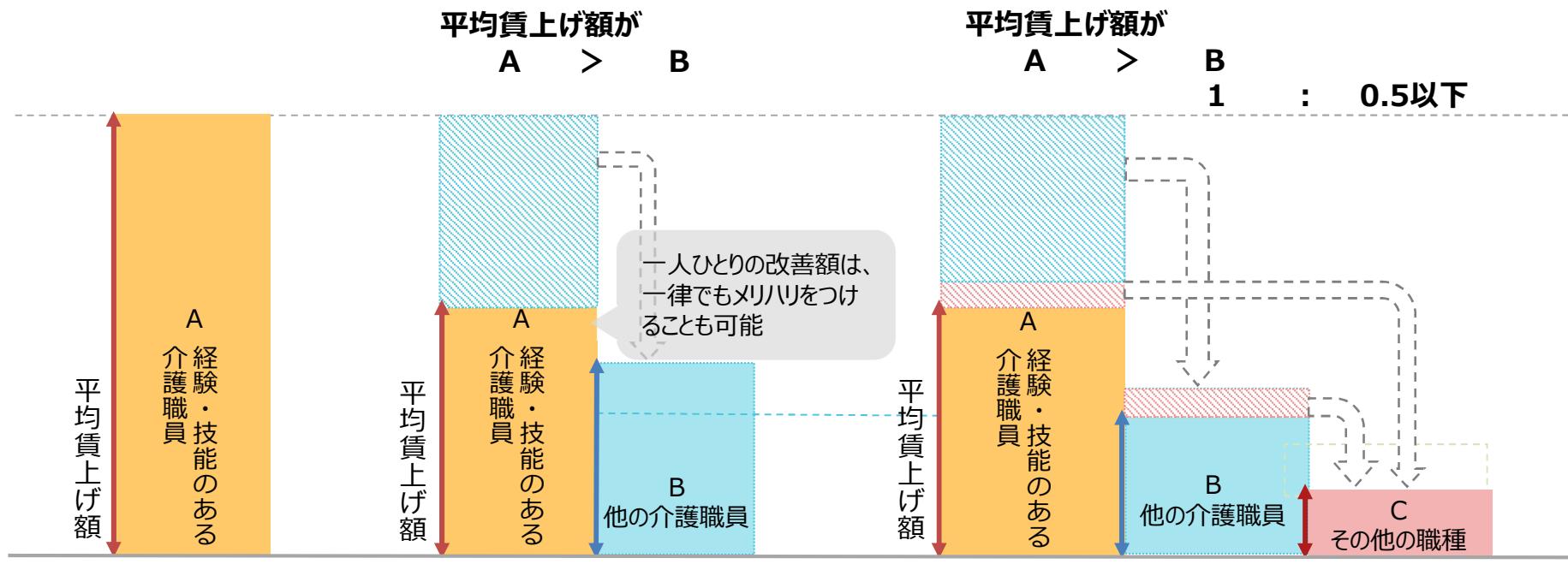
例外的な取扱い

- ・ 以下の場合は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増の条件を満たさなくてもよい。
 - ▶ 小規模事業所で加算額全体が少額である場合
 - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ▶ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能力・待遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに、一定期間を要する場合

5 | 賃上げのルールの決定

2 賃上げ額と方法を決める

グループ（A、B、C）の平均賃上げ額について、「Aは、Bより高い」、「Cは、Bの2分の1以下」



留意点：平均賃上げ額の計算

- 原則、常勤換算方法による人数算出が必要。
一方、その他の職種については、実人数による算出も可能であり、事業所内で検討し、設定することが重要
- 全ての職員をA、B、Cのいずれかに区分するため、賃金改善を行わない職員についても職員の範囲に含めることとなる

- 賃金改善後の賃金が年額440万円を上回る場合は対象外
※ 440万円の基準の判断にあたり
・手当等を含めて判断
・非常勤職員の場合は、常勤換算方法で計算し判断
- 平均賃金額について、CがBより低い場合、平均賃上げ額を、基本の1:0.5ではなくBと同等の水準（1:1）とすることが可能